

報告事項

- 令和7年7月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会0件、警察4件
- 令和7年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会7件、警察22件

### 1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	1	1	1	1	3	0						7
	前年比	±0	+1	±0	+1	+1	+3	-2						+4
警察	件数	0	2	3	5	2	6	4						22
	前年比	-1	+1	±0	+4	-6	+2	-1						-1

### 2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	7月		累計			7月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応			1	1 (0)				1	1 (0)	
各種保護										
職務質問・検問									2 (2)	
110番対応・臨場						1		1	1 (1)	1
各種相談									1 (1)	
少年補導										
被害届等										
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)			2	2 (2)	2	1	1	9	8 (3)	4
交通指導取締り			1	1 (1)	1				1 (1)	
交通事故処理										
その他			3	3 (1)	1	2	2	11	8 (2)	5
合 計	0	0	7	7 (4)	4	4	3	22	22 (10)	10

(注) 上記表中の ( ) 内の数字は、前年までの受理分で内数

### 3 主な感謝事例

- 体調不良者への対応、事件解決 2件

公安委員会 説明資料No. 2	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律について	令和7年8月28日 刑 事 部
--------------------	--	--------------------

**報告事項**

**情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、訴訟に関する書類の電子化に関する規定や電磁的記録による令状に関する規定等が整備された。**

**1 改正理由**

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に關与する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずる必要があるため

**2 概要**

(1) 刑事訴訟法の一部改正

- ア 訴訟に関する書類の電子化に関する規定の整備
- イ 電磁的記録による令状に関する規定の整備
- ウ 電磁的記録を提供させる強制処分に関する規定の整備

(2) 刑法の一部改正

- ア 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の整備
- イ 電子計算機損壊等公務執行妨害罪の創設

(3) その他

**3 施行期日**

- (1) 公布日から20日経過した日（令和7年6月12日）
  - 2(2)の規定ほか
- (2) 公布日から1年以内の政令で定める日
  - 2(1)ウの規定ほか
- (3) 令和9年3月31日までの政令で定める日
  - 2(1)ア及びイほか

**報告事項**

令和7年6月23日設置の第27回参議院議員通常選挙違反取締本部は、同年8月19日をもって解散し、取締期間中、3件の公職選挙法違反事件を検挙し、違反警告件数は3件であった。

## 1 取締期間等

### <選挙日程>

参議院議員通常選挙：公示日7月3日、投票日7月20日

### <取締本部>

- 令和7年6月23日「第27回参議院議員通常選挙違反取締本部」を設置
- 平成7年8月19日「第27回参議院議員通常選挙違反取締本部」を解散
- 取締期間 58日間

## 2 取締結果

(1) 違反検挙 3件3人

(2) 違反警告

選挙別	態様別			合計
	文書掲示	文書頒布	その他	
第26回参院選	18件	6件	1件	25件
第27回参院選	2件	1件	0件	3件

公安委員会 説明資料 No. 4	令和7年秋の全国交通安全運動の実施について	令和7年8月28日 交通部
<b>報告事項</b>		
<p>広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。</p>		
<p><b>1 期間</b> 令和7年9月21日（日）から同月30日（火）までの10日間</p> <p><b>2 実施主体</b> 香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会</p> <p><b>3 スローガン</b> 「歩行者優先 守るけん かがわ県」</p> <p><b>4 運動重点</b></p> <p>(1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推進  (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進  (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進  (4) 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止  (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底  ※ (1)～(3)は全国重点、(4)、(5)は地域重点</p> <p><b>5 交通指導取締りの重点</b></p> <p>(1) 薄暮時から夜間におけるドライバーに注意を促す指導取締り  (2) 生活道路等を中心とした歩行者の保護に資する指導取締り  (3) 飲酒運転の根絶に向けた効果的な取締り  (4) 自転車その他小型モビリティ利用者の交通ルール遵守に向けた指導取締り  (5) 携帯電話使用等違反及びシートベルト等着用義務違反の取締り</p> <p><b>6 主な関連行事</b></p> <p>(1) 9/19 令和7年秋の全国交通安全運動出発式 [県民会議]  (2) 9/22 高速道路サービスエリアにおける交通安全キャンペーン [高速道路交通警察隊]  (3) 9/25 踏切事故防止に向けた実地訓練及びパンフレット配布キャンペーン [三豊警察署]  (4) 9/28 大規模スーパーにおける交通・防犯キャンペーン [高松東警察署]  (5) 9/30 反射材着用啓発街頭大キャンペーン（県下一斉） [県民会議]</p>		

**報告事項**

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 交差点における安全対策（定周期式信号機の新設等）
- 生活道路対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」の整備等、合計31か所（区間）を実施する。

**1 交通規制の総括**

(1) 交通規制の新設・廃止等 [合計31か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
横 断 歩 道	4	0	0	最 高 速 度	2	1	1
歩 行 者 用 道 路	0	1	0	は み 出 し 禁 止	0	0	1
特定小型原付・自転車 及び歩行者用道路	0	1	0	一 時 停 止	3	0	1
一 方 通 行	0	1	0	特定小型原付・普通自転車 歩 道 通 行 可	2	1	0
指定方向外進行禁止	0	0	2	自 転 車 横 断 帯	0	0	5
二 段 停 止 線	0	0	4	信 号 機	1	0	0

(2) 住居表示等の変更

信号機設置か所等 7か所

**2 主な交通規制**

(1) 交差点における安全対策（定周期信号機の新設等）

- ・ 高松市香川町

(2) 生活道路対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」の整備

- ・ 仲多度郡琴平町・まんのう町
- ・ 三豊市豊中町

**報告事項**

**警察庁警備局警備運用部警備第一課が、雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業を開始し、当該モデル事業に本県警察が選定された。**

**1 モデル事業の目的**

雑踏警備に際して適切な指揮を行うため、公道、イベント会場、駅等の公共の場所において、雑踏の概観や流れをウェアラブルカメラにより撮影し、雑踏警備におけるウェアラブルカメラの有用性・効率性等について検証するもの

**2 使用するウェアラブルカメラ**

頭部装着タイプ 1台

令和6年に香川県情報通信部機動通信課に配備されている機器

**3 実施期間**

令和7年9月から1年間

**4 モデル事業の対象となる雑踏警備及び撮影方法**

警察庁警備局警備運用部警備第一課との事前協議が必要なため、現在、選定事象及び運用要領等について検討中

**5 使用方法**

撮影者は、ウェアラブルカメラ等をデータ端末に接続した上で、頭部に装着し、指揮官からの指示に従い、撮影並びに伝送の開始及び終了を行う。

指揮官は、動態管理装置を用いて映像を受信し、適切な現場指揮を行う。

**6 装着例**

